

福島県二千五十年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例（素案）【概要】

- **目的** ・ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた基本理念を定め、県、事業者、県民等の責務を明記
 - ・ 気候変動対策に関する必要な事項を定め、総合的かつ計画的に取組を推進
 - ・ 県、事業者、県民等が相互に連携し一体となって取組を推進し、持続可能な社会を構築
- **基本理念**
 - ・ 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり
 - ・ オール福島でカーボンニュートラルの実現に向けた社会的機運を醸成
 - ・ **緩和策**と**適応策**を両輪とした気候変動対策を展開し、地域課題を解決
- **責務**
 - **県** ・ 気候変動対策の策定及び実施
 - ・ 各主体、地域との連携
 - ・ 県庁率先実行
 - **事業者、県民、観光等による一時滞在者**
 - ・ 排出量削減等の取組の自主的かつ積極的な実施
 - ・ 県等が実施する気候変動対策への協力

将来の県民に
良好な環境を
継承

○ 具体的な取組

緩和策（温室効果ガス排出量を減らす取組）

- **事業活動**
 - ・ 排出量の把握、削減
 - ・ エシカル消費の推進
 - ・ カーボン・オフセットの推進
 - ・ 働き方の転換 など
- **交通、自動車使用**
 - ・ 公共交通機関等の利用
 - ・ 電動車等の購入、充電設備等の設置
 - ・ エコドライブ、アイドリングストップ など
 - ・ 物流の効率化
- **建築物**
 - ・ エネルギー使用の合理化、排出量の削減
 - ・ 再エネ等の利用
 - ・ 木造化・木質化、県産材利用 など
- **日常生活**
 - ・ エネルギー使用量の把握、省エネルギー化
 - ・ 環境に配慮した物品、サービスの選択
 - ・ 生活様式の転換
 - ・ エシカル消費の推進 など
- **再生可能エネルギー等の利用**
 - ・ 再エネ等の地産地消
 - ・ 設備等設置に当たっての自然環境保全 など
 - ・ 水素等の利用促進

適応策（気候変動による影響に備える取組）

- **適応策の推進**
 - ・ 基本的事項、重点的事項
 - ・ 被害の防止又は軽減、効果的な活用の両面で推進
 - ①農林水産業、②水環境・水資源、③自然生態系、④自然災害・沿岸域、⑤健康、⑥産業・経済活動、⑦国民生活・都市生活
 - ※このうち①、④、⑤を重点的に推進
 - ・ 気候変動適応センターの設置
 - ・ 情報収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を実施
 - ・ 適応策の取組の支援
 - ・ 事業者、県民等が行う適応策の取組を支援

- **ごみ、フロン類**
 - ・ 廃棄物の発生抑制等
 - ・ フロン類の排出抑制、代替フロンを使わない製品の選択
 - ・ 資源の循環利用の促進
- **森林整備等**
 - ・ 森林整備の推進
 - ・ 再造林の促進
 - ・ 県産材の利用
 - ・ 藻場等の保全 など

- **その他**
 - **気候変動対策推進計画等**（県の取組）
 - ・ 計画策定、取組状況の公表
 - ・ 県庁率先（再エネ利用、電動車導入など）
 - **推進体制**
 - ・ 推進体制の整備、関係者の連携協力
 - **理解の増進等**
 - ・ 理解促進、産業振興、環境教育、顕彰 など
 - **条例の見直し**